

放課後子どもプラン関連  
平成 19 年度予算(案)の概要

# 「放課後子どもプラン」平成19年度予算(案)の概要

## 《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算(案)に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

## 「放課後子どもプラン」のポイント

※【】内が  
事業担当省

### 「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)

事業内容	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3か年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
予算(案)額	<p>68.2億円 ※事業費ベースで平成18年度比約3倍</p>	<p>国庫補助金 (補助率1/3) 158.5億円(38.3億円増)</p>
か所数	<p>10,000か所</p>	<p>20,000か所(5,900か所増)</p>
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3か年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</p> <p>○次年度からの取組支援 ・残りの1万カ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援</p>	<p>○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</p> <p>○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</p> <p>○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</p>
ハード面	<p>○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の創設</p>	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設</p>

### 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】

# 「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

## 市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

### 放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法を共同で実施・検討 → **全市町村に設置**

### コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

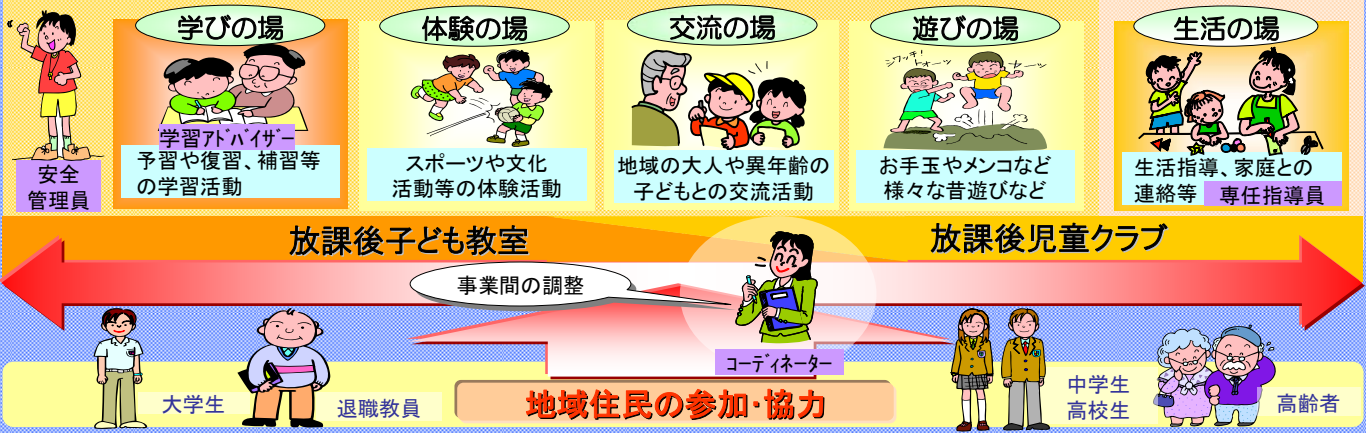
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 → **全小学校区に配置**

### 活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

## 都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

### 放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 → **全都道府県・指定都市・中核市に設置**

### 放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 → **全都道府県・指定都市・中核市で開催**

「放課後子ども教室推進事業」関係  
平成19年度予算(案)の概要

# 放課後子どもプランの創設

## －放課後子ども教室推進事業－

( 新 規 )

19年度予定額 6, 8 2 0 百万円

### 1. 事業の要旨

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められている。

このため、「放課後子ども教室推進事業」を創設し、全国の小学校区(10,000小学校区)において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

同事業は少子化対策として極めて重要であり、留守家庭児童を対象とする厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として推進する。

この事業においては、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る。

### 2. 事業の内容

#### (1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置

事業内容や実施方法、事業効果等を評価・検証し、効果的な事業の在り方を普及啓発するため、厚生労働省と連携を図り、文部科学省に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校教育関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等による「放課後子ども対策委員会」を設置する。また、当該委員会の下に、先進的な取組事例等を調査・検証し、事業の普及・定着方策を検討するためのワーキンググループを設置する。

#### (2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究等

##### ① 放課後対策推進のための調査研究

コーディネーター等の指導者の資質向上を図るための研修プログラムの開発等、総合的な放課後対策の効果的な推進を支援するために必要な課題を調査研究し、その成果を全国に普及する。

##### ② 放課後活動支援モデル事業

子どもたちや地域の方々の放課後子ども教室への積極的な参加を促進するため、参加者の興味や関心を引きつける多様な活動プログラム（地域の伝統・文化やスポーツ活動、芸術活動、社会体験活動等）の実践等を行うモデル事業を実施し、その成果を全国に普及する。

#### (3) 放課後子ども教室推進事業の実施

##### ① 指導者研修等の実施

###### ア. 推進委員会の設置

各都道府県・指定都市・中核市に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

###### イ. 指導者研修の実施

各都道府県・指定都市・中核市において、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を、放課後児童クラブの放課後児童指導員の研修と連携しながら合同で開催する。

② 放課後子ども教室の実施

ア. 運営委員会の設置

各市町村（指定都市・中核市を除く）に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、市町村で実施する放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等、市町村における事業の運営方法等を検討する。

イ. コーディネーターの配置

放課後子ども教室の実施小学校区に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後児童クラブと連携した取組の調整を図るとともに、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を実施する。

また、放課後子ども教室の未実施小学校区においても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置を支援する。

ウ. 放課後子ども教室の実施

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人、大学生、退職教員、青少年・社会教育団体関係者等を、安全管理員やボランティアとして配置し、スポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等の取組を実施する。

また、これらの取組とともに、学ぶ意欲がある子どもたちに対する学習機会を提供する取組の充実を図るため、教職を目指す大学生や退職教員等、専門的な知識を有する地域の方々を、学習アドバイザーとして配置し、補習等の学習活動の取組を実施する。

なお、様々な活動機会の提供に当たっては、放課後児童クラブと連携・一体的な取組を推進する。

③ 放課後子ども教室の開設備品費（初度調弁）

放課後子ども教室を開設する場合において、活動が円滑かつ速やかに実施できるよう、開設年度に限り必要な備品等の設置（余裕教室等を放課後子ども教室用のスペースにするために必要な経費）を行う。

3. 積算内訳

(1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置	6, 820, 010千円
(2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究等	18, 612千円
(3) 放課後子ども教室推進事業の実施	296, 569千円
	6, 504, 829千円

[種別] 地方公共団体向け補助金

[補助率] 1/3

【参考】地方財政措置について

本事業に対応する地方財政措置は、道府県、市町村各1/3（指定都市、中核市は各2/3）の地方負担分に対して、所要の措置（約130億円）が講じられる予定。

[箇所数] 10, 000カ所

【参考】

○放課後子ども教室の実施 @1,288千円×10,000カ所

〔・安全管理員（平日・土曜日）2名  
・学習アドバイザー（平日）1名（土曜日）2名

○放課後子ども教室の開設備品費 @254千円×10,000カ所

# 「放課後子ども教室推進事業」予算（案）のポイント

## I 平成19年度予算（案）額

総額 6,820百万円

（内 訳）

地方公共団体向け補助金 6,505百万円（別添参照）  
本省経費（委託費等） 315百万円

## II 概算要求時との変更点

### 1 中核市の位置付け

中核市は、厚生労働省事業との整合性を図るため、国が1／3、中核市が2／3を負担する制度とした。これにより、推進委員会や指導者研修の実施に係る経費を措置するとともに、申請手続きは、指定都市と同様に、都道府県を経由せずに国と直接行うこととした。

### 2 事業の内容

#### （1）放課後子ども教室の実施箇所数

原則、全ての小学校区での実施を目指すことから、2万カ所で概算要求したが、市町村の取組要望を踏まえ、平成19年度においては、全小学校区の1／2の1万カ所の実施に係る経費を措置。

#### （2）次年度からの取組支援

平成19年度において、放課後子ども教室を未実施の市町村や小学校区においても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう運営委員会の設置やコーディネーターの配置に係る経費を措置。

#### （3）放課後子ども教室の開設備品費

1カ所当たりの実施経費@254千円を措置。

## 「放課後子ども教室推進事業」の補助金積算概要

区 分		概算要求額		予算(案)額		
予算費目		補助金				
補助事業者		地方公共団体				
補助事業者数		62 (都道府県・指定都市)		99 (都道府県・指定都市・中核市)		
予 算 額		13,674,534千円		6,504,829千円		
<b>積 算 内 訳</b>						
推進委員会の設置		箇所数	62(都道府県・指定都市)		99(都道府県・指定都市・中核市)	
			@1,558千円	年4回開催	@2,204千円 年6回開催	
指導者研修の実施	コーディネーター研修	1カ所単価	@1,358千円	(6H×3日)×年2回	@1,358千円 (6H×3日)×年2回	
	安全管理員等研修		@1,088千円	6H×年2回×県内4ブロック	@1,088千円 6H×年2回×県内4ブロック	
運営委員会の設置		箇所数	1,798市町村 ※指定都市を除いた全市町村		1,778市町村 ※指定都市・中核市を除いた全市町村	
		1カ所単価	@776千円	年6回開催	@776千円 年6回開催	
コーディネーターの配置 (謝金)		1人単価	@900千円		実施校区 @900千円 未実施校区 @225千円	
内 訳	人数	4,000人 (20,000校区×1/5人)	4,000人 (実施校区2,000人、未実施校区2,000人)			
		単価	<720円×5H>	@3,600円	<720円×5H> @3,600円	
		日数	<5日×50週>	250日	実施<5日×50週> 250日 未実施<5日×12.5週> (※実施校区の1/4) 62.5日	
<b>放課後子ども教室の実施</b>						
箇所数		20,000小学校区		10,000小学校区		
1カ所単価		@1,288千円		@1,288千円		
内 訳	年間開催日数		240日	平日 200日 土曜日 40日	240日	平日 200日 土曜日 40日
	安全管理員 (謝金)	人数	平日 <14時～18時(4H)>	1人	<14時～18時(4H)>	1人
			<15時～18時(3H)>	1人	<15時～18時(3H)>	1人
		土曜日 <13時～18時(5H)>	2人	<13時～18時(5H)>	2人	
	単価	平日 <360円×4H>	@1,440円	<360円×4H>	@1,440円	
		<360円×3H>	@1,080円	<360円×3H>	@1,080円	
		土曜日 <360円×5H>	@1,800円	<360円×5H>	@1,800円	
	計		@648千円		@648千円	
	学習アドバイザー (謝金)	人数	平日 <15時～18時(3H)>	1人	<15時～18時(3H)>	1人
			土曜日 <13時～18時(5H)>	2人	<13時～18時(5H)>	2人
単価		平日 <540円(360円×1.5)×3H>	@1,620円	<540円(360円×1.5)×3H>	@1,620円	
	土曜日 <540円(360円×1.5)×5H>	@2,700円	<540円(360円×1.5)×5H>	@2,700円		
計		@540千円		@540千円		
通信運搬費、印刷製本費、 教材費、消耗品費等		単 価	@100千円		@100千円	
放課後子ども教室の開設備品費		箇所数	10,000小学校区		10,000小学校区	
		単 価	@1,000千円		@254千円	

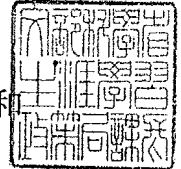




18生推第5の4号  
平成18年12月25日

各都道府県・指定都市・中核市  
教育委員会生涯学習・社会教育主管部課長 殿

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課長 高橋 道利



(印影印刷)

放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業）に  
係る国の財源措置案について

平成18年12月24日に閣議決定された平成19年度政府予算案において、新規施策として「放課後子どもプラン」が認められました。

同プランは、文部科学省事業として新たに実施する予定の「放課後子ども教室推進事業」と、概ね10歳未満の留守家庭児童を対象とした厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の両事業について、実施場所や運営方法をできる限り一元化し、福祉部局の協力の下、教育委員会が中心となり、効率的・総合的な放課後対策事業を進めるものです。

「放課後子ども教室推進事業」は、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と整合性を図り、あわせて地方公共団体の事務負担を軽減するため、従来の委託事業方式ではなく、地方公共団体に対する新たな補助制度（国・都道府県・市町村各3分の1。ただし、指定都市・中核市については、国3分の1、指定都市・中核市3分の2。）としたところです。

また、地方負担分の財政措置につきましても、所要の地方財政措置が講じられる予定となっております。

皆様方におかれては、本事業の円滑な実施に向けて、域内の市区町村への周知等、諸準備に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、この通知については、総務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業分）の地方財政措置  
 <要望額積算内訳>

要望額	13,010百万円
-----	-----------

（目）地域教育力活性化事業費補助金（放課後子ども教室推進事業）

国庫補助額(概算査定見込)	6,504,829千円	(補助率：1/3)
地方公共団体負担額	13,009,658千円	
総事業額	19,514,487千円	

<地方公共団体負担額内訳> 総 額 13,009,658千円

【道府県分】

-その他教育費-社会教育費-社会教育費・文化財保護費

事 項	単 価	箇所数	総事業額	負担率	負担額
推進委員会運営費	4,650,000円	47都道府県	218,550,000円	2/3	145,700千円
運営委員会運営費	776,000円	1,778市町村	1,379,728,000円	1/3	459,909千円
コーディネーター(実施校区)	180,000円	7,858小学校区	1,414,440,000円	1/3	471,480千円
コーディネーター(未実施校区)	45,000円	7,858小学校区	353,610,000円	1/3	117,870千円
放課後子ども教室運営費	1,288,000円	7,858小学校区	10,121,104,000円	1/3	3,373,701千円
放課後子ども教室開設備品費	254,441円	7,858小学校区	1,999,397,378円	1/3	666,466千円
[合 計]					5,235,126千円

【市町村分】

-その他教育費-社会教育費-社会教育費

[指定都市(17市)、中核市分(35市)]

事 項	単 価	箇所数	総事業額	負担率	負担額
推進委員会運営費	4,650,000円	52市	241,800千円	2/3	161,200千円
コーディネーター(実施校区)	180,000円	2,142小学校区	385,560千円	2/3	257,040千円
コーディネーター(未実施校区)	45,000円	2,142小学校区	96,390千円	2/3	64,260千円
放課後子ども教室運営費	1,288,000円	2,142小学校区	2,758,896千円	2/3	1,839,264千円
放課後子ども教室開設備品費	254,441円	2,142小学校区	545,013千円	2/3	363,342千円
[計]					2,685,106千円

[一般市町村(1,778市町村)]

事 項	単 価	箇所数	総事業額	負担率	負担額
運営委員会運営費	776,000円	1,778市町村	1,379,728,000円	1/3	459,909千円
コーディネーター(実施校区)	180,000円	7,858小学校区	1,414,440,000円	1/3	471,480千円
コーディネーター(未実施校区)	45,000円	7,858小学校区	353,610,000円	1/3	117,870千円
放課後子ども教室運営費	1,288,000円	7,858小学校区	10,121,104,000円	1/3	3,373,701千円
放課後子ども教室開設備品費	254,441円	7,858小学校区	1,999,397,378円	1/3	666,466千円
[計]					5,089,426千円

[合 計] 7,774,532千円

「放課後児童健全育成事業」（放課  
後児童クラブ）関係  
平成 19 年度予算（案）の概要

# 平成19年度「放課後子どもプラン」関係予算（案）の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

## ○ 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

15,849百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

### (1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の必要な全小学校区への設置促進

15,659百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

#### ① 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 13,845百万円

ア か所数の増 14,100か所 → 20,000か所

イ 補助単価等の見直し

##### ○ 基準開設日数の設定（281日以上→250日以上）

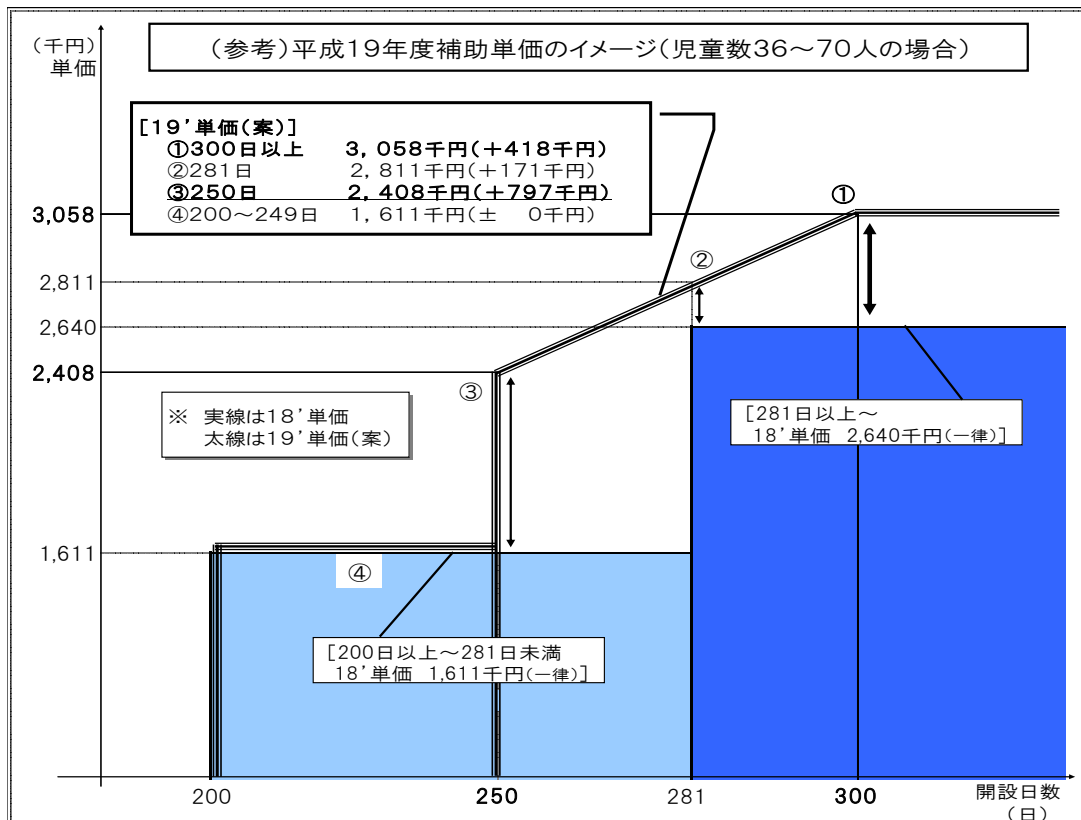
- ・ 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況から、開所しない場合にも標準的な補助とするよう要望が出されていること等を踏まえ、授業日、長期休業日（土曜、日曜及び祝日を除く）及びクラブ運営上必要な開所日を合わせた日数（＝250日）を基準開設日数とし、弾力化を図るとともに、250日を超えて開所するクラブについては、日数に応じ加算措置（300日を限度）を講じる。

##### ○ 必要な開設日数の確保

- ・ 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

##### ○ 適正な人数規模への移行促進

- ・ 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割等）の促進を図る。



② 放課後児童クラブ創設費等 (ハード事業) 1, 814百万円

ア 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

- ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

イ 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業〔保育環境改善等事業を名称変更〕】

- ・ 既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

ウ 設備費(備品の購入等)補助の創設【放課後子ども環境整備等事業】

- ・ 既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)において、新たに放課後児童クラブを実施する際の冷暖房器具の設置や冷蔵庫及び調理器具等を購入する場合にも補助対象(1か所当たり1,000千円を限度)とする。

(2) 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)との連携促進 191百万円

① 放課後子どもプラン指導員(者)研修の開催【両省で計上】

- ・ これまで事業毎に実施していた指導員(者)研修を、各都道府県等において合同で開催する。

② 放課後子どもプラン運営(推進)委員会の設置促進【文部科学省で計上】

- ・ 学校関係者や福祉関係者、地域住民等が参画し、両事業の効率的な運営方法や活動内容等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置する。

③ 両事業の円滑な実施や活動を促すためのコーディネーターの配置【文部科学省で計上】

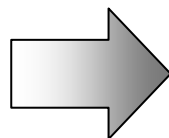
- ・ 両事業の一体的な実施に伴う調整や、活動プログラムの企画立案及び実施方法の検討等を行うコーディネーターを各小学校区に配置する。

○平成19年度・放課後児童クラブ補助単価(案)【保護者負担1/2を除いたベース】

<18年度>

【281日以上(一律)】

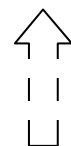
単価区分	単価	
281日	10~19人	1,131千円
	20~35人	1,683千円
	36~70人	2,640千円
	71人~	3,594千円



<19年度(案)>

【281日の場合】

単価区分	単価	(対18年度比)
281日	10~19人	1,393千円 (+262千円)
	20~35人	2,015千円 (+332千円)
	36~70人	2,811千円 (+171千円)
	71人~	3,607千円 (+13千円)



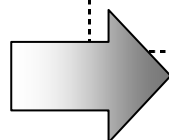
※251日以上は、250日単価に日数加算単価13千円を加算した単価を適用(加算は300日を限度)

【250日】

単価区分	単価	(対18年度比)
250日	10~19人	990千円 (+990千円)
	20~35人	1,612千円 (+1千円)
	36~70人	2,408千円 (+797千円)
	71人~	3,204千円 (+1593千円)

【200日~280日[特例分](一律)】

単価区分	単価	
200日	10~19人	-
	20~35人	1,611千円
	36~70人	1,611千円
	71人~	1,611千円



【200日~249日[特例分](一律)】

単価区分	単価	(対18年度比)
200日	10~19人	-
	20~35人	1,611千円 (+0千円)
	36~70人	1,611千円 (+0千円)
	71人~	1,611千円 (+0千円)

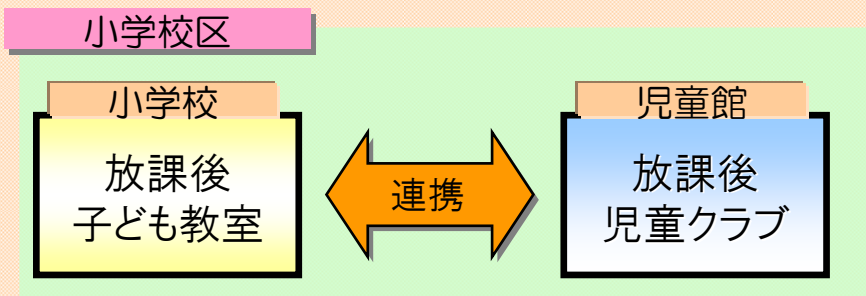
※平成19年度補助単価の見直しは、基本分のみ実施。

# 「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例

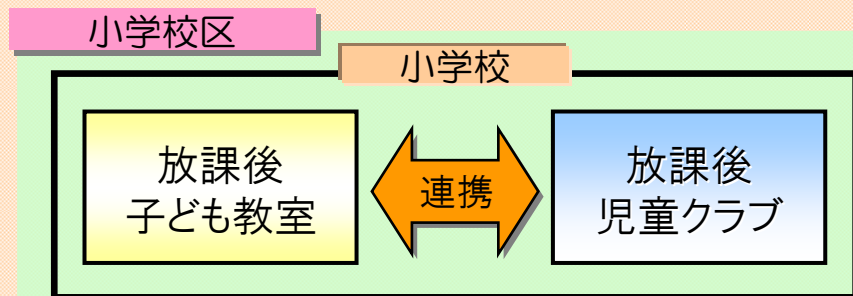
- 学校の余裕教室をはじめ、従来どおり、児童館、公民館等の社会資源の活用も図る。
- 地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、取組の充実を図る。主な実施例は、以下のとおり。

## 1. 両事業とも実施する場合

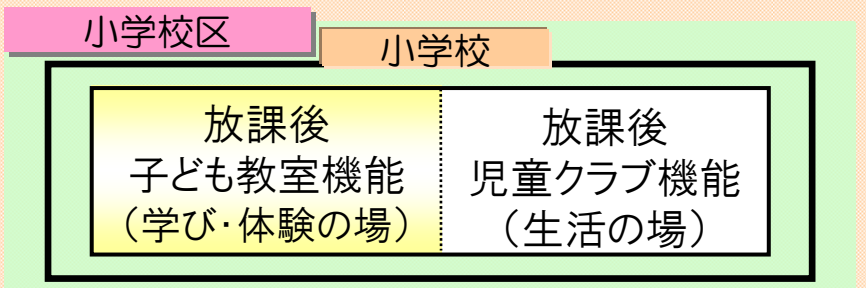
### ① 別々の場所（建物）で連携して実施



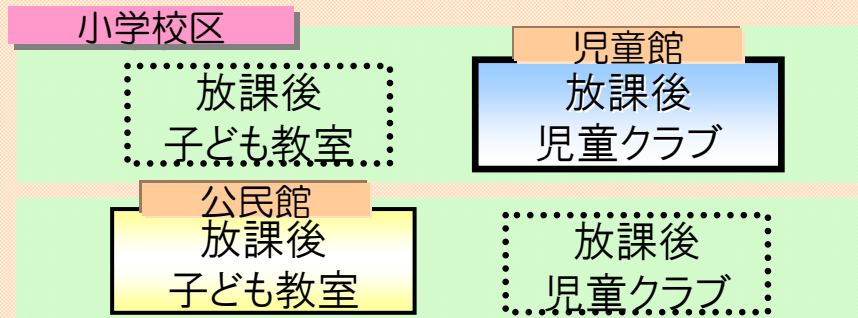
### ② 同じ建物内で、部屋を分けて連携して実施



### ③ 同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施



## 2. 片方の事業のみ実施する場合



(注) 放課後児童クラブの補助対象の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件(放課後児童指導員の配置、専用スペース等の確保、必要な開設日数・開所時間の確保など)を踏まえ、個々のケースに応じて総合的に判断するものとする。